

第54期

令和元年度第2回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和元年8月1日)

滋賀地方最低賃金審議会

第 54 期 令和元年度 第 2 回滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和元年 8 月 1 日（木）10 時 30 分～11 時 40 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 5 人（定数 5 人） 労働者代表委員 4 人（定数 5 人） 使用者代表委員 5 人（定数 5 人） 事務局 5 人
出席者	公益代表委員 石井利江子 片山 聡 中 睦 平井建志 佐野洋史 労働者代表委員 相澤三千代 大江彰宏 吉田 守 中村猛利 使用者代表委員 石田秀幸 楠亀博美 石井太 中村宏幸 西田保夫 事務局 石坂労働局長、足立労働基準部長、 高津賃金室長、辰巳室長補佐、 吉川賃金指導官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係労働者の意見聴取</li> <li>・ 中央最低賃金審議会の目安報告について</li> <li>・ 最低賃金に関する基礎調査結果等について</li> <li>・ 今後の滋賀県最低賃金のあり方について</li> <li>・ 事業所実地視察について</li> </ul>
議事録	別紙のとおり

〔開会〕

○事務局(室長)

定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第2回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。委員の皆様には本日は何かとお忙しい中、また、大変暑い中、本審議会にご出席をいただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、労働者代表委員の池内委員より欠席を事前に承っており、公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名の計14名のご出席でございます。従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本審議会は滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開とし、傍聴の申込みを受付けておりましたところ、5名の申込みがあり、2名遅れるということで、本日、3名に傍聴していただいておりますのでご報告申し上げます。

なお、傍聴者の方から、傍聴申込時の留意事項に基づき、事前に写真撮影の申込みがありましたので、本日は写真撮影のあることを申し添えます。

以降の議事進行を会長にお願いします。

○会長

本日は、皆さん大変暑い中お集まりいただきありがとうございます。

まず、最初に滋賀労働局長からあいさつがありますので、よろしくをお願いします。

○事務局(局長)

委員の皆様にはご多用のところ、第2回最低賃金審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

既にテレビや新聞報道がされておりますし、社会的に大きな注目を浴びているところでございますが、今年度の地域別最低賃金改正の目安額が、7月31日中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申されました。

ランク別で申し上げますと、Aランク28円、滋賀が属しますBランク27円、Cランク26円、Dランク26円とされ、全都道府県で、時間額26円を超える目安額となっております。

全国加重平均は、27円3.09%ということで、これは、最低賃金が時間額となって以降、最高の引上額となっております。

今後は、本日の審議会の後に開催されます第1回の専門部会を皮切りといたしまして、具体的な金額審議が行われることとなりますけれども、是非とも、全会一致での答申がいただけ

ますようお願い申し上げます。

事務局といたしましても、専門部会の円滑な運営に向けまして、最大限の努力をいたしたいと考えております。何卒、格段のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

今年度、最低賃金額の改正は都道府県労働局におきまして最重要の課題となっております。

猛暑の中、限られた日数でご迷惑をおかけいたしますが、委員の皆様には、どうか体調にご留意の上、合意に向けて実りある審議を行っていただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

本日は、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○会長

それでは、議題1の「関係労働者の意見聴取について」に入ります。本年度の滋賀県最低賃金の改正審議に当たりまして、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、滋賀県労働組合総連合事務局次長コープしが労働組合執行委員長衛藤浩司さんから意見書の提出がありました。

この意見書の写しは、本日の資料ナンバー1として配布しております。

ご意見をお伺いしますので、衛藤さん、意見陳述席までお進みください。

○意見陳述人

おはようございます。滋賀県労働組合総連合事務局次長で生協の労働組合の委員長をやっております衛藤といたします。

今日は、意見を述べさせていただける場を設けていただきましてありがとうございます。

○会長

ご意見をこれからお伺いするんですが、10分以内でご意見を述べていただくようお願いいたします。

○意見陳述人

わかりました。

お手元の資料ナンバー1というところに資料が付いておりますので、これを見ながら意見を述べさせていただきたいと思います。

私たちの職場は小売業の部類に入る生活協同組合という組織です。フルタイムの職員が約280人、パートが450人、アルバイトが350人という構成になっています。

パートの最低時給は、882円で勤続加算等があって平均で970円。アルバイトの最低時給は、867円、平均で903円という状況になっています。

このような状況は生協だけのことなのかというとそうではなく、近隣のコンビニの時給を調

べてまいりました。

私が住んでいるのは野洲なので、野洲のコンビニと一番近い京都の山科、それから大阪、東京、一番最低賃金が低い鹿児島でどういう採用時給になっているかという、滋賀県では最低が 840 円、最高が 900 円。一番高い東京で、最低が 985 円で最高が 1,300 円。一番最低賃金が低い鹿児島では、募集の最低が 761 円、最高が 850 円と同じ商品を同じ価格で取り扱っているコンビニであってもこれだけの時給格差がある。

これはひとえに、最低賃金に引っ張られている状況が如実に示されてるのではないかなと思っています。

裏をめくっていただきますと最低賃金が低い県ほど若者の流出が多いというデータがあることも示させていただいています。

これは厚生労働省の資料をベースにしたものなんですけれども、一番若者の流入が多い東京。最低賃金が一番高いところではありますけれども、プラス 4.52、一番低い秋田でマイナス 3.49 ということで、地域別最低賃金と若者の転入出というのがリンクしているのが見取れます。

滋賀県も例外ではありません。地域の活性化を進めていく一つの役割として最低賃金というものがあるのではないかなと思っています。

3番目は、地域格差を是正する大幅な引上げを求めるという中身です。滋賀県の最賃は今 839 円。月額で、145,000 円足らずになります。これでは憲法に保障されている、健康で文化的な生活をおくることはできません。ましてや、病気やケガ、将来に向けての貯蓄などもできるはずもないと思っています。

全労連が、全国で最低生計費の調査を行っていますけれども、どこに住んでいてもそれほど差がないという結果が出ています。首都圏のほうでは家賃が高いですけれども、車を所有する必要がないとかいろんな部分でのプラスマイナスが作用して、それほど最低生計費に差がないということが出ている以上、その地域間の格差というのは縮めていくというのが地方最低賃金審議会の役割ではないかなと考えています。

そういう点で、今回中央の目安が出ましたけれども、是非この審議会の場で目安を上回る最低賃金を出していただけるような議論を積極的に進めていただきたいと思います。

今回の目安ではAからDランクまでのところで、東京と一番低い鹿児島が目安どおりでいうと、また2円差が開くというような数値も出ています。地域間格差を縮めていくためには、目安を上回る金額を出すということが極めて大事だと思いますのでそういう点での積極的なご議

論をお願いしたいということをお願いさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

本日述べられたご意見は、審議の参考とさせていただきます。

関係労働者からの意見聴取は以上です。

なお、その他に本日まで当審議会に送付、要請がありましたのは、滋賀弁護士会会長からだけです。最低賃金の地域間格差の縮小が急務であること、最低賃金の大幅な引上げを答申すべきであること等を内容とする会長声明の送付がありましたのでご案内します。

会長声明につきましては、会場入口横のテーブルに置いてありますので、後ほど参考としてご覧いただけたらと思います。

それでは、次の議題2「中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

7月31日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に行われました本年度の地域別最低賃金額改定の目安の答申についてご説明します。

資料ナンバー2をご覧ください。

7月4日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に、令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問され、その後、小委員会において審議が重ねられてきたところでございます。

令和元年7月30日に開催された小委員会は翌日早朝まで審議が続き、昨日6時のNHKニュースで小委員会報告の内容が大きく報じられ、委員の皆様方も既にご承知のことと思います。

その要旨をご説明いたします。

資料ナンバー2、答申の記の1及び2にありますように、平成元年度地域別最低賃金額改定の目安については、今年度においても労使の一致をみるに至らず、「目安に関する公益委員見解」及び「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」が地方最低賃金審議会に提示されました。

示された目安額ですが、答申の別紙1「令和元年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解」の裏面をご覧ください。

地域別最低賃金の改定の目安の金額は、Aランクが28円、Bランクが27円、Cランク、

Dランクが26円とされました。

従って、Bランクである滋賀の目安金額は27円になります。

また、目安額の全国加重平均は、27円。率にして3.09%、4年連続で3.0%を超える引上率となりました。

また、これは昭和53年に目安制度が始まって以降最大の目安額であります。

別紙2の「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」をご覧ください。ここで、小委員会における労使双方の見解がまとめられております。

労働者側の見解については、「2労働者側見解」に記載されているとおりであります。最低賃金近傍で働く方には、いわゆる不本意非正規と呼ばれる方や、育児・介護など家庭の事情により時間の調整が可能な働き方をせざるを得ない方も少なくなく、かつては家計補助者中心だったが、自らが主たる生計者として家計を支えている方も増加している。1,000円は通過点に過ぎず、ナショナルミニマムとしてふさわしい最低賃金水準について議論すべきである。消費増税の影響を本年度の目安にどのように勘案すべきか公労使三者で議論すべきである、などの主張でした。

使用者側の見解については「3使用者側見解」に記載されているとおりであります。最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者に対する「セーフティネット」であり、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではない。これ以上、合理的な根拠を明確に示すことができない最低賃金の大幅な引上げが続けば、中小企業の事業の継続、ひいては企業の存続自体が脅かされ、雇用や地域経済に重大な影響が及ぶことが懸念される。最低賃金の決定に当たっては、最低賃金法第9条に基づく労働者の生計費、労働者の賃金、通常の実業の賃金支払能力の三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表を重視した審議をすべきであり、明確な根拠に基づいた目安を提示すべきである、などの主張がなされたところであります。

労使双方が、主張が十分に考慮されずに取りまとめられた公益委員見解であるとして不満の意を表明されています。

目安小委員会としては、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたとした上で、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、取りまとめた公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした、とされております。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使の共通認識であり、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対

策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し強く要望する、とされたところ  
です。

以上が小委員会報告の内容でございます。

続きまして、「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」を確認いた  
だきたいと思っておりますので、別紙1の目安金額表の下の2をご覧ください。

目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、「経済財政運営と改革の基本方針2019」及  
び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計  
画」に配意した調査審議が求められたことについて、特段の配慮をした上で、総合的な審議を  
行った。

今年度の公益委員見解の取りまとめに当たっては、賃金改定状況調査結果第4表のうち、特  
にDランクの賃金上昇率が、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降  
最大であること。春季賃上げ妥結状況が昨年度に引き続き2%を超える高い水準であること。  
消費者物価の上昇傾向が続いており、今後も引き続き上昇が見込まれること。地域間格差への  
配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させ  
ていく必要があること。最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と  
将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させ  
ることなど、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところであり、目安小委員会の公益  
委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に  
参酌することを強く期待する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守  
ることを要望する、としているところであります。

以上で、目安答申の説明を終わります。

○会長

ただ今の説明について何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

では、次に議題3「最低賃金に関する基礎調査結果等について」です。

これについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（指導官）

別冊になっております「令和元年度最低賃金に関する基礎調査結果令和元年7月」について  
ご説明させていただきたいと思っております。

この調査は、地方最低賃金審議会の改定審議資料に資するため、地域、産業、事業所規模、



就業形態、性別、年齢階級、勤続年数別に労働者の賃金分布を把握することによって、特に低賃金労働者の実態を明らかにすることを目的として、実施しているものでございます。

調査対象とした事業所は、100人未満の製造業と30人未満の卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉業等の事業所で、令和元年6月分の賃金について回答を得た383事業所、5,033人分のデータを集計対象となる産業の母集団労働者数に復元して集計したものです。

この資料の中央下に打っておりますページ番号の1ページ目をご覧ください。これは地域別最低賃金の第1二十分位数、第1十分位数、第1四分位数、未満率・影響率の推移をグラフにしたものとなっております。現最低賃金額に対する未満率は0.5%となっております。

次に、2ページ目をご覧ください。地域別最低賃金の対象産業の総括表（1）で、時間当たりの所定賃金額について、800円から1,500円までの階級における累積労働者数及びその割合について、規模別・年齢別に表したものです。

3ページ目の総括表（1）については、2ページ目と同じものですが、階級幅を839円から870円までの範囲に絞り、各階級を1円刻みで集計したものになります。

4ページ目は、総括表（2）で、男女別、年齢別に表しております。

5ページ目の総括表（2）については、839円から870円まで範囲を詳細にあらわしたものになります。

続いて7ページ目をご覧ください。最低賃金の引上額・引上率とその影響率の関係表で、現行の最低賃金額から30円の引上げまで、その引上額に対する影響率を1円刻みで示しています。

8ページ、9ページをご覧ください。8ページ、9ページの表は、総括表のデータを用いて、グラフを作成しております。最低賃金額の辺りを詳しく見るため、賃金額時間額800円から870円までは1円刻みのグラフとし、870円から1,000円までが10円刻み、1,000円から1,400円までは50円刻みとしておりますので、ご注意ください。

8ページの時間額に対する該当労働者の分布で見ていただくと、最初に時間額840円のピーク。続いて850円のピーク。少し下がって860円のピークと10円刻みでピークが認められます。

続いて、大きなピークが 900 円。少し下がって 920 円。950 円のピークがあり、そのあと、大きなピークが 1,000 円付近に認められます。

9 ページは、時間額に対する該当労働者数の累積度分布表となっております。840 円から 850 円、860 円と 10 円単位の階段状となっております。この表を見ますと、時間額 1,000 円までの労働者は全体の約 50%となっております。

10 ページ以降には、一般労働者について。16 ページ以降については、短時間労働者についてそれぞれまとめさせていただいております。

一般労働者に関して、特徴的なところとして、14 ページをご覧ください。一般労働者の時間額に対する該当労働者の分布については、840 円のところに小さなピークが認められますが、先ほどご説明した 8 ページと比較してみると、1,000 円のピークまでは、それほど大きなピークは認められません。これに対して 15 ページの労働者に対する累積度分布ですが、1,000 円までの労働者の分布は全体の約 20%となっております。

次に、短時間労働者について、20 ページをご覧ください。短時間労働者について見れば、840 円、850 円、860 円、870 円、900 円、950 円、1,000 円と大きなピークが認められます。

これに対して、21 ページの該当労働者数の累積度分布表を見ますと、時間額 1,000 円までの労働者が全体の約 80%を占めていることが分かります。

私からのご説明は以上となります。

#### ○事務局（室長補佐）

引き続きまして、中央最低賃金審議会の配布資料並びに本日お配りしております資料ナンバー 3 からについて説明をさせていただきます。

まず、「令和元年度中央最低賃金審議会配布資料」について説明させていただきます。

この資料につきましては、第 53 回中央最低賃金審議会と第 1 回から第 4 回の目安に関する小委員会の資料を添付させていただいております。

第 53 回中央審議会資料につきましては、第 1 回でも付けさせていただきました諮問の関係、並びにいわゆる骨太方針といわれる資料となっております。

第 1 回目安に関する小委員会の資料といたしましては、21 ページから全国統計資料編、都道府県統計資料編、業務統計資料編の 3 部構成となっております。

27 ページからが全国統計資料編。57 ページからが都道府県資料編。68 ページからが業務統計資料編となっております。

また、77 ページからが今年6月21日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2019」いわゆる骨太の方針、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」の最低賃金にかかる部分の抜粋となっております。

第2回の目安に関する小委員会の資料としましては、89 ページからとなります。91 ページからが令和元年賃金改定状況調査結果となっております。審議の際に使われます第4表につきましては95 ページ、96 ページとなっております。103 ページからが生活保護と最低賃金に係る資料となっております。104 ページが29年度の最低賃金額と生活保護費との比較。105 ページが30年度の最低賃金と生活保護費との比較となっております。107 ページからが地域別最低賃金額、未満率及び影響率に関する資料。111 ページからが賃金分布に関する資料。151 ページからが最新の経済指標に関する資料。199 ページからが最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策の紹介マニュアルとなっております。207 ページにつきましては、第1回の目安における小委員会における委員からの要望資料として第2回の小委員会で示されております。

第3回の目安に関する小委員会の資料としては、215 ページ。第4回の目安に関する小委員会の資料としては221 ページとなっております、それぞれ委員からの追加要望資料となっております。

続きまして、当局の資料について説明をさせていただきます。

資料ナンバー1、2につきましては、既に説明しておりますので省かせていただきます。

資料ナンバー3につきましては「滋賀県内経済情勢報告」となっております。

こちらにつきましては、先日の第1回審議会でお配りしたもので、平成31年4月判断となっておりますが、7月31日に発表されました令和元年7月判断という最新のものをお配りさせてもらっております。総論といたしまして「県内経済は、回復しつつある。」とされております。この総括判断につきましては、前回の4月判断と同様の内容となっております。

資料ナンバー4につきましては「滋賀県鉱工業指数（令和元年5月速報）」というものとなっております。こちらにつきましても第1回審議会でお配りしたものの最新のものとなっております。

ります。概要としまして、生産指数、出荷指数及び在庫指数全てにおきまして2か月連続で低下となっております。

資料ナンバー5、こちらにつきましては大津市の「消費者物価指数（令和元年6月分）」です。こちら第1回審議会でお配りしたものの最新版となっております。概況としまして、総合指数、生鮮食品を除く総合指数、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数、この3つの指数全て前月比は下落に転じている状況となっております。

資料ナンバー6、「賃金動向」となっております。こちらにつきましては、厚生労働省が都道府県に調査を依頼しております毎月勤労統計調査、こちらの結果を基に表にさせていただいております。

平成27年を100とした指数となっております。平成26年から平成29年につきましては、100を超えておりますが、平成30年の年平均は99.5ということで100を切っている状況となっております。

平成30年の各月の指数につきましては、こちらのほうに示させていただいているとおりとなっております。滋賀県の数値並びに全国、それと製造業における滋賀県並びに全国の数値となっております。

平成31年1月以降につきましては徐々に回復傾向にある、となっております。ただ、令和元年5月、速報は全国版しか出ておりませんが、これにつきましては調査産業計、製造業ともに数値が下がっている状況となっております。

資料ナンバー7につきましては、「製造業における従業者4人以上の事業所に関する統計表」となっております。「平成30年工業統計調査結果(平成29年実績)」が最新になりますので、こちらのデータを基に表を作成しております。

滋賀県のデータにつきましては網掛けしております。これを見ていただきますと、事業所数は全国ほとんどの県におきまして対前年比減少という中で滋賀と沖縄が微増ではあります、増という形となっております。

資料ナンバー8、こちらにつきましては、2019年の各集計機関別集計状況となっております。こちらにつきましても先日の第1回審議会でお配りしたものの最新版となっております。表の右端に昨年同時期の数値をお示ししております。上から見ますと連合の平均賃金方式、

加重平均で見ますと全体計としまして昨年と同じ 2.07 となっております。これを規模別 300 人以上、300 人未満それぞれで見ますと、300 人未満につきましては昨年在 1.99、今年度は 1.94。300 人以上が昨年 2.08 が今年 2.09 ということで規模に応じて差が出ているという状況になっております。

また、経団連が発表しております数値につきましては昨年 2.53%、今年が 2.43%、大手企業になります。中小企業につきましては昨年在 1.91%、今年が 1.87%という結果になっております。

資料ナンバー 9 につきましては、昨日、滋賀労働局職業安定部で発表いたしました令和元年 6 月最新の「雇用失業情勢」となっております。6 月の有効求人倍率につきましては、1.36 倍ということで前月 0.01 ポイント上回っております。正社員の有効求人倍率も 0.87 倍と前年同月を 0.04 ポイント上回っているという状況になっております。

資料ナンバー 10 につきましては「新規学卒者の初任給情報」となっております。こちらのデータにつきましては、雇用保険の被保険者資格届の中の賃金月額欄、毎月決まって支払われる給与、これにつきまして各種の手当並びに税込分支給額総額となりますが、これを基に平均値を算出し、100 円の位を四捨五入、1,000 円単位で表示をしております。男女別ということで数値をお示しされてもっています。全国と滋賀県の産業計並びに滋賀県におきましては製造、卸、小売り、サービスという形の業態に応じての数値をお示しされてもっています。これを見ていただきますと、滋賀県におきます産業計になりますが、男女とも昨年度に比べて初任給が上がっているという状況になっております。ただし、男女の差が出ているという状況になっております。下のグラフが平成 23 年からの賃金の推移をグラフ化したものとなっております。

46 ページにつきましては、全国の初任給の数値を男女別にグラフ化したものとなっております。

資料ナンバー 11 につきましては、「最低賃金額と生活保護費の比較」となっております。中央最低賃金審議会の資料の中にも同じタイトルで資料がございました。中央におきましてはグラフという形で配布されておりましたが、これを表にしたものとなっております。これを見ていただきますと、全国におきまして最低賃金額が生活保護費を上回っているという状況になっ

ております。

資料ナンバー12 につきましては平成元年度からの滋賀県最低賃金改正状況の一覧となっております。平成元年度から平成 13 年度につきましては、日額と時間額をそれぞれ定めておりましたので併記になっております。平成 14 年度から時間額のみとなりましたので、これ以降は時間額のみ表示となっております。

資料ナンバー13 につきましてはのちほど説明させていただきます。

○会長

ただ今の、説明についてご意見、ご質問はありますでしょうか。

○労働者代表委員

議題の（3）基礎調査の結果について質問させて下さい。別冊の7ページ目に影響率の関係表ですが、30円までしか表の記載がありません。例えば50円の影響率を出すことは可能でしょうか。

○事務局（室長補佐）

できます。

○労働者代表委員

是非いただきたいと思います。

後ですね、9ページ目、1,000円までの方、何割いらっしゃるっておっしゃったんでしょうか。

○事務局（指導官）

1,000円までの労働者は全体の50%と説明させていただきました。

○労働者代表委員

最後になりますが、調査をした対象。何人規模の製造業とか、もし紙でお出しできるんだったらいただきたいと思います。

○会長

今の中村委員の要望に関しては事務局で対応いただくということで。

他に何か、ご質問、ご意見ございますか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして、次の議題（4）「今後の滋賀県最低賃金のあり方について」です。

今年度の滋賀県の最低賃金がいかにあるべきかについてあらかじめ労使から忌憚のないご意見を表明していただくことは、今後の金額審議を円滑に進める上で必要なことと考えられますので、滋賀県最低賃金のあり方について、労使双方からご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、労働者側からまずお願いします。

#### ○労働者代表委員

それでは、滋賀県最低賃金に関して労働者側の基本的な考え方、課題認識を3点申し上げます。

まず1点目でございますが、滋賀県の最低賃金の絶対額の低さについて申し上げます。

現在の滋賀県の最低賃金は時給 839 円であり、全国加重平均 874 円よりも 35 円安く、近畿 6 府県の平均 857 円よりも 18 円低く、隣の京都府よりも 43 円低い状況です。

この滋賀県の最低賃金では、年間 2,000 時間働いても年収 167 万円、月収ベースですと 14 万円となりまして、ワーキングプアと呼ばれている年収 200 万円に届かず、健康で文化的な最低限度の生活を営むに足る水準としては十分ではないと認識していることをまずは申し上げます。

現在、最低賃金近傍で働く多くの方は、いわゆる非正規労働者と呼ばれる方々です。かつては、主婦やパート、学生アルバイトなど家計補助者が中心でございましたが、最近では自らが主たる生計者として家計を支えている人が少なくない状況かと思えます。

最低賃金の引上げの目的としましては、ご承知のとおり賃金の低廉な労働者の労働条件の改善のみならず、労働者の生活の安定についてもあると思えます。

現在、労働組合の組織率は 17%でありまして、未組織労働者である 83%、多くの人は労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定にほとんど関与することができないために望まない低賃金に甘んじざるを得ないことが多々あります。

まずは、本審議会にて真摯に最低賃金の水準について議論し、生活の基盤となる最低賃金を引上げ、滋賀県で働く人が安心して仕事ができ、生活が安定し、その上で労働力の質的向上、事業の公正な競争を確保し、滋賀県経済の健全な発展に寄与していきたいと考えております。

次に課題の2点目になります。格差の是正についてであります。近年の格差を見ますと、大企業と中小企業の所定内賃金の格差、雇用形態間の賃金水準の格差、男女間の賃金格差、地域間の賃金格差、様々な格差が生じています。最低賃金の引上げは、これらの格差是正に寄与するものと考えております。特に、この中で地域間格差の是正につきましては、深刻さを増す人

手不足を背景に各都道府県の地域別最低賃金の水準の差が地賃の低い地域から高い地域への働き手の流出の一因になっていると指摘されています。

このように地域間賃金格差が大きいと滋賀県から近隣府県への労働者の流出が進み、地元人材の県外への流出やこれから増えていくであろう外国人労働者が滋賀県を選ばずにより地賃が高い他府県に流れてしまい、滋賀県が人材獲得できずさらに深刻な人材不足が進むことを懸念しております。

一例として、雇用市場の情勢でございますが、令和元年5月の有効求人倍率は先ほどご説明があったとおり滋賀県が1.36倍、隣の京都につきましては1.61倍、近畿については1.63倍と高止まりしており、人手不足が顕著な状況であるといえると思います。今後、少子高齢化が進めばさらに労働者人口が減少するため賃金引上げなどで人材を確保していく必要性があると考えております。

課題の3点目でございますが、目指すべき賃金水準の達成時期についてでございます。滋賀県の最低賃金の引上額は平成28年が24円、平成29年が25円、平成30年が26円であり、今年の引上額の目安につきましては過去最高の27円と示されております。仮に今年目安の27円引上げがされたとしても、滋賀県の最低賃金は866円となりまして、この水準は全国加重平均今年の見込みでございますが、901円に比べますと35円低い状況になります。

これを最低賃金の引上率で見ますと、平成28年が3.1%、平成29年、平成30年、今年が3.2%になります。私たちは、連合のリビングウェッジ980円、これを達成することを視野に入れて議論していくことも重要であると考えております。

最後までめさせていただけますが、現段階では論点出しだと思っておりますので、まずは私たちの問題意識3点をご理解いただきたいと思っております。

中賃の目安27円が示されましたが、労側としましては示された目安を尊重した上で、今年度の審議に臨むに当たり、労働者代表として真摯な議論と円滑かつ早期の決着を目指し努力してまいります。

○会長

続きまして、使用者側いかがでしょうか。

○使用者代表委員

使用者側の地賃審議における見解を申し上げます。

例年申し上げていますとおり、最低賃金は最低賃金法第9条の地域別最低賃金の原則である1つ目、労働者の生活費、2つ目、労働者の賃金、3つ目、事業者の賃金支払能力に沿って



決定されるものであることを審議会全委員が改めて認識しなければならないと考えております。

この法律を遵守し、生活保護と最低賃金の関係、また、物価動向、賃金上昇率、これは第4表であります。県内の中小零細企業の経営状況、景況感、これらを勘案して最低賃金の審議に臨む考えであります。

厚生労働省の最低賃金に関する調査によれば、従業員30人未満の企業における全国平均の影響率は、平成24年の4.9%から平成30年は13%強と急激に上昇しております。

滋賀県の影響率も先ほどの表にも出てきましたとおり9.7%という状況であります。最低賃金の引上げが中小企業に与える影響は極めて大きいことは明確であります。

目安について、政府の働き方改革実行計画に記載された、名目GDPの平均伸び率3%に達しない場合はそれを考慮しながら引上額を議論するとされていますが、実際には名目GDP成長率をはるかに上回る最低賃金の引上げが続いている状況であります。これでは人手不足で苦しんでいる、特に、零細の企業経営を考慮しているとは言えないと考えます。

経済財政諮問会議で民間議員を務める経団連の中西会長が、最低賃金については、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指すと記した資料から名前を外すという態度表明や、日本商工会議所が中小企業の負担が大きすぎると全国一律の目標設定を含め反対表明をされております。

これは、全国の経済団体共通の認識と言っても過言ではないと考えております。1,000円ありきの進め方は中小零細企業の経営を圧迫するだけであり、合理性のある最低賃金論議とは言えないと思います。

人手不足を海外技能実習生等で補っている中小零細企業の実態や、今回、事業所視察を実施した企業の経営実態、これらを直視し適正な最賃の審議に臨む考えであります。

○会長

ただ今いただきましたご意見は、労働者側としては、滋賀県の最低賃金の絶対額が低い。全国や近畿、近隣の京都と比較しても非常に低い。

これでは労働者が安心して安定した生活を送っていくことはできない。そこを見据えて金額を定めていくべきだ。

企業規模や男女間、就労の形態、地域間による賃金格差が大きいのでその格差の是正を図っていくべきだ。

人手不足が深刻になっていく中、働き手流出や外国人労働者を集めるという意味でも更なる引上げはプラスに作用していくのではないか。

目指すべき水準として連合のリビングウェッジ 980 円という数字がありますので、それに向けての議論を進めていきたい。そういうお考えだと思います。

使用者側としては、最低賃金法第9条で最低賃金の決定というのは3要素に基づいて決めていくべきもので、あくまで生活保護との比較であるとか物価上昇率、第4表、各企業の景況感に基づく議論を進めていくべきだというお考え。

ここ数年、大幅に最低賃金がアップしていく中で影響率も大きくなっていき、中小企業の経営にも非常に大きな影響を与えている。

使用者側としては全国共通の認識として、今までの決め方は中小企業、零細企業に対して配慮されたものではない。あくまでも先ほどおっしゃったような基準を基に判断していくべきだ。

そういうご主張ということによろしいですか。

○各委員

はい。

○会長

そうしましたら、議題（5）「事業所実地視察について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局（室長）

去る7月22日に、滋賀地方最低賃金審議会委員による事業所実地視察を実施させていただきました。

何人かの委員におかれては当日都合が悪くご参加いただけなかったことから、視察の概要のみ報告させていただきます。

資料ナンバー13でございます。訪問先は、長浜市にある労働者数20名弱の人体安全保護具、救命器具製造業の事業所でした。

事業所で行われている作業は、卓上で行う部品の組立て、マシンによる縫製、選別の業務でした。このうち最も賃金の低いパート労働者は、これら作業のうち選別を除く全ての作業に従事しておりました。

事業主からは、最も賃金の低い労働者の賃金額、最近の最低賃金の改正状況等について、取引先メーカーから支払われる加工賃が上がっていないことから、最賃の引上げが収益を圧迫する等の意見が申し述べられました。

○会長

ただ今の事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

よろしいですか。

昨年も事業所視察を実施させていただいたのですが、その際にはある程度規模の大きな会社を見せていただいたので、今回の視察に関しては公益委員としても、最低賃金をもって労働者が雇用されているような現場を見せていただいた点が非常に参考になったと思います。

議題（6）「その他」についてですが、事務局何かありますか。

○事務局（室長）

はい。2つございます。

1つ目は、今後の日程等について、ご案内いたします。

本日、この後開催いたします第1回専門部会から金額審議を進めていただくわけですが、審議状況によりましては8月5日午後の本審議会を実施できない場合も想定されます。そのようになりました場合には、速やかに専門部会委員以外の6名の委員にご連絡を差し上げますのでご理解賜りますようお願いいたします。

また、その際には8月7日の予備日にご審議いただくことを含みおきください。

なお、その時には、異議審の開催は8月23日になりますので、よろしく申し上げます。

2つ目は、マスコミ取材についてでございます。

昨年度は、広く県民に最低賃金への関心をもっていただくため、マスメディアへの取材協力をお願いし、NHKなどにも取上げていただいたところでございます。

今年度につきましても、昨年度に引き続き周知を図るため、第3回本審において、会長から局長への答申場面の頭撮りなど、テレビ等の取材協力を依頼する予定としているところです。答申時のマスコミ取材につきまして、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○会長

皆様、よろしいでしょうか。日程の確保についてはよろしく申し上げます。

他に何かありますか。

よろしいですか。

無いようでしたら、これをもちまして第2回審議会を終了とします。

議事録の署名については、労働者側からは中村委員、使用者側からは西田委員よろしく申し上げます。

皆様、ご苦労さまでした。

〔閉会〕